

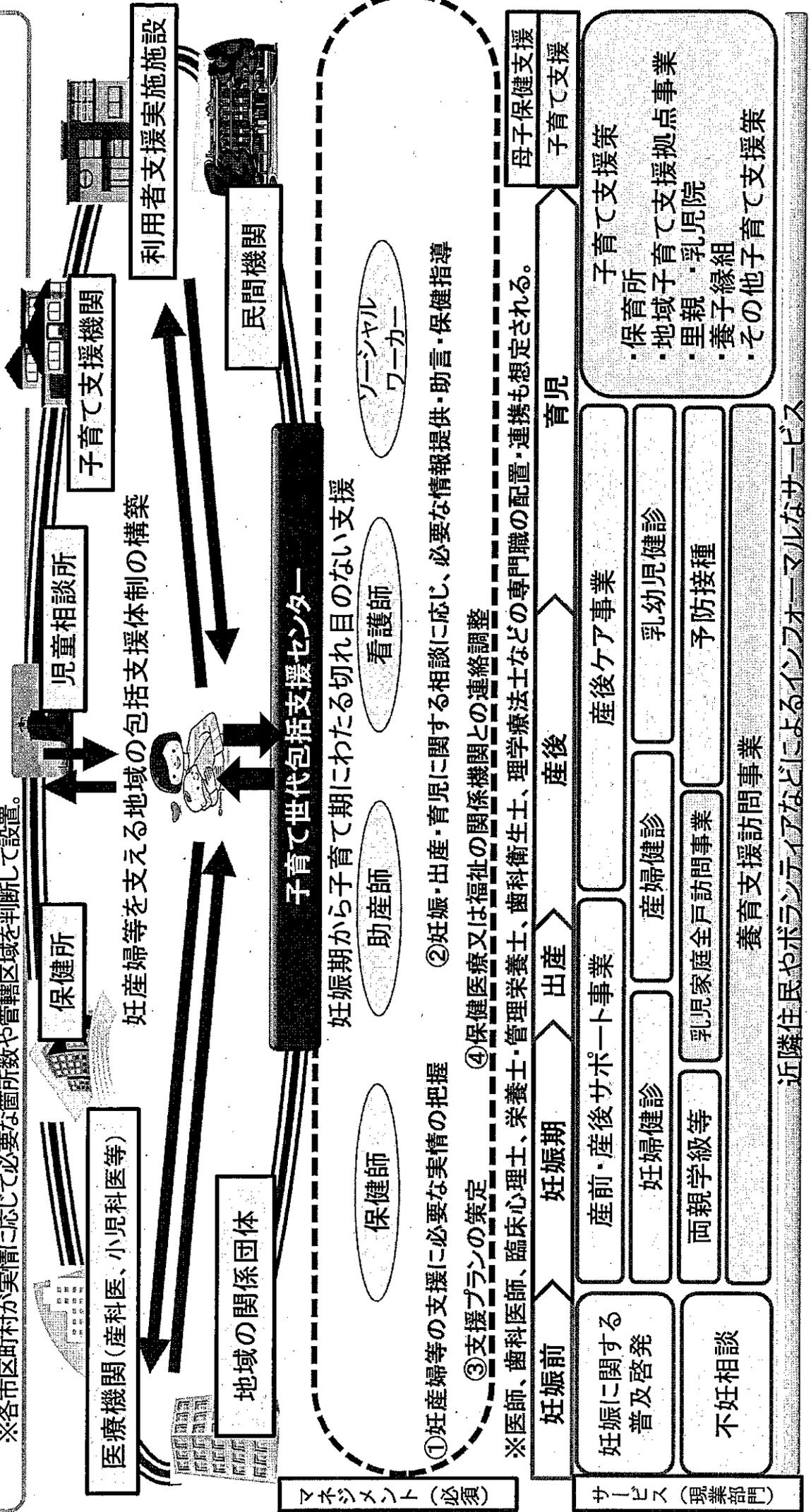
福島県における妊産婦・乳幼児に対する支援体制

	18歳	6歳	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳	出生	妊娠
市町村					3歳児健診	1歳6か月健診	3～4か月健診	<p>新生児聴覚検査 (公費負担：全市町村実施)</p> <p>産後1か月健康診査 (平成30年度～産後5つのスクリーニングを実施) (公費負担：全市町村実施)</p> <p>産後ケア事業 (平成26年度～県実施) (平成29年度～市町村実施)</p> <p>乳児全戸訪問 (生後4か月まで：全市町村実施)</p> <p>未熟児の養育医療</p>	<p>母子健康手帳の交付</p> <p>妊婦健康診査 (公費負担：全市町村実施)</p> <p>ふくしま版妊婦訪問等事業 (県の補助事業) (平成30年度～)</p>
県								<p>先天代謝異常等検査</p>	<p>特定不妊治療費の助成</p> <p>不妊・不育症に関する相談</p> <p>不育症治療費の助成</p>
								<p>生涯を通じた女性の健康支援事業 (女性のミカタ健康サポートコール、来所相談)</p>	
								<p>ふくしまの赤ちゃん電話健康相談(平成24年度～)</p> <p>小児慢性特定疾病医療費助成、相談支援</p> <p>避妊している子育て世帯への訪問支援(平成26年度～)</p>	
								<p>養育支援訪問 (支援が必要な家庭への訪問) (50市町村実施)</p> <p>来所・電話相談</p>	<p>子育て世代包括支援センターの設置や運営に対する支援 (平成31年4月1日現在 42市町村で設置済み)</p> <p>市町村保健師等を対象とした会議・研修会の開催</p> <p>「妊産婦メンタルヘルスケア推進事業」：産婦人科・小児科・精神科医師や助産師、保健師等を対象とした研修会の開催(平成29年度～)</p> <p>「家庭訪問型子ども支援事業」：家庭訪問型の子育て支援を行うホームスタートの団体設立に41に向けた支援(平成31年度～)</p> <p>妊婦連絡票等を活用した医療機関と市町村との連携体制の調整(平成27年度～)</p>

# 子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(平成29年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)。
- 実施市町村数:525市区町村(1,106か所)(平成29年4月1日現在) ➢ 平成32年度末までに全国展開を目指す。

※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。



- ①妊産婦等の支援に必要な実情の把握
  - ②妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
  - ③支援プランの策定
  - ④保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
- ※医師、歯科医師、臨床心理士、栄養士、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士などの専門職の配置・連携も想定される。

近隣住民やボランティアなどによるインフォーマルなサービス